

リサイクルステーション

- ◇と き 9月5日(日) 午前9時～11時(時間厳守)(時間外のもの、お受け取りできません)
 - ◇と ころ **旧日本ラインシュロス駐車場**(太田橋東側)
 - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
 - ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていけば取り除く。金・銀ばくでコーティングされたものは、可燃物に出してください。また、紙類はきちんと分別してお持ちください) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは可燃物に出してください) ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します) ⑨アルミ缶(きれいに洗い、つぶさないでお持ちください。スチール缶、鍋類、スプレー缶などは持ち込まないでください) ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
- ※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用(綿素材のもの)または、綿の材料とされているため、回収するものを限らせていただきます
- ※アルミ缶は、買い上げを行いません
- ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください

消費者への

アドバイス

- ①借金や有料サイトの利用料など、債権回収という名目の架空・不当請求が横行しています。これらはすべて違法行為です。決して支払ってはいけません。
- ②架空・不当請求の問題について、家族間で話し合い、いつでもだれもがきっぱり断れるよう意思統一を図っておきましょう。
- ③業者に家族構成や勤務先などを聞かれても、絶対に教えないようにしましょう。
- ④自宅に業者が来た場合、訪問の用件を確認し、架空・不当請求が明らかになった場合はきっぱりと断り、帰らない場合はすぐに110番通報しましょう。
- ⑤最近、「訪問通知」としてはがきを送ってくる業者もあるので注意しましょう。

※消費生活で困ったことがありましたら早急に最寄りの相談窓口にご相談してください

有料サイト利用料の不当請求にご注意!

窓口は…

消費生活相談情報

中濃地域振興局振興課

電話 0574-25-3111

岐阜県消費生活センター

電話 058-265-0999



消費生活センターには、利用した覚えのない有料番組の利用料金の架空・不当請求に関する情報が、多数寄せられています。

これまでは、はがきや携帯電話のメールなどに、「期日までに支払わないと裁判や自宅回収なども辞さない」という脅迫的な文言が記載されていたりも、実行されたという話は1件も聞いていませんでした。

ところが、今回、債権回収業者を名乗って、自宅に回収に来たという情報が寄せられました。幸いこの情報提供者は、日ごろから、有料サイト

◆情報提供

過去に数回、債権回収業者から、有料サイトの未払い金があるという請求はがきが届いていましたが、身に覚えがなかったのはほつておいたら、男性2人が「集金に来た」と家に訪れました。その時、私は不在だったため妻が応対しました。男たちが示した携帯電話の番号は私の番号と一致していましたが、メールアドレスや登録名はまったく違っていました。常日ごろ、妻には、自分は有料サイトなどを使用したことはないと言っていました。きっぱり断り事なきを得ました。しかし、男たちは「だんなが居る時にまた来る」と言っていて、早急最寄りの警察署に相談したら、「その時には110番すればいい」と言ってもらえたので安どしています。

(40歳代男性より)